

## ゼロカーボンモデルハウス検討調査業務仕様書

### 1 趣旨・目的

令和4年度、赤井川村が北海道大学と共同で調査した「村内CO2排出量」は約25,000t-CO2であり、うち、家庭部門の排出量は約3,461t-CO2であった。

北海道は冬季の暖房使用による排出量も多いことから、家庭部門におけるエネルギーの効率化は重要であり、住宅における高気密・高断熱化や省エネ型機器の使用をはじめとした省エネ推進の他、再生可能エネルギーを活用した創エネ・蓄エネの活用などについて、地元施工事業者との連携も視野にいれた総合的な建築計画や施工、運用（居住使用含む）が極めて重要である。

そのため、本事業では、家庭部門におけるエネルギー効率の向上を目指すとともに、ゼロカーボンモデルハウスの計画・施工・運用（居住使用含む）において、施主（建築主）や施工事業者がゼロカーボン要素を選択するメリットや、その価値について理解を促進する「ゼロカーボンモデルハウス」の実現可能性について検討・調査を実施する。

### 2 履行場所

赤井川村内ほか

### 3 業務期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

### 4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本村と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を検討すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本村に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本村に書面により報告し、本村の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則赤井川村役場にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本村と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 受託者は、受託事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

## 5 業務内容

### (1) ゼロカーボンハウスプロジェクト策定業務

- ・基本構想・計画、基本設計策定業務（ゼロカーボンモデルハウスコンセプト構築含む）を含む
- ・下記の留意点・与件を踏まえ、ゼロカーボンモデルハウスの構築について多角的に検討を行い、施策の方向性を検討し、地域特性を踏まえたプロジェクトを策定する。

#### 【検討与件】

- ・居住想定：大人2名、子供2名程度が居住できる間取り
- ・戸建タイプ：2棟

#### 【検討における留意点】

- ・村内における建築候補場所についてその選定理由とともに具体的に検討すること  
その場合、エリアマネジメントの視点も考慮すること
- ・施主および施工事業者のモデルとなり得ること
- ・エネルギー効率やCO2の削減可能性について算定が可能でかつ、定量的な情報提供の機能を有すること
- ・設計や施工における汎用性やコストメリットを考慮すること  
特に地域における産業振興の観点から地元建材の使用や地元ビルダーによる事業展開の可能等について検証・検討すること。
- ・モデルハウスの活用のありかたについて、その運用体制を含め具体的に検討すること。その場合、特に地域経済循環や維持管理、更新費用など施工・運用開始後の事業収支における課題解決の視点を重視すること。

### (2) 赤井川村ゼロカーボンビレッジ戦略推進協議会への参加

- ・プロジェクト検討にあたり、上記協議会へ参加の上、進捗報告等を行う
- ・参加回数：3～4回程度／年度  
協議会の運営は赤井川村が実施する。

### (3) 報告書の作成

- ・基本構想・計画書、基本設計書を含めること

## 6 打合せ協議

打合せ協議は、納品時など必要と認められる場合に行う。

## 7 その他

### (1) 資料の貸与について

受託者は、本業務の遂行において本村が所有する資料の貸与を受ける必要がある場合は、協議のうえ貸与を行う。

なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。

### (2) 補助事業としての取扱いについて

本業務は、令和6年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」に基づき実施する事業のため、本事業公募要領のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）及び「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱」（平成28年7月1日20160624財資第1号）の規定を遵守し実施すること。

(3) 事業終了後の対応について

本業務において、業務の終了後も含めて、今後補助事業の管理団体や会計検査院の検査対象となる場合があるので、業務受託者は検査等に積極的に協力すること。

また、業務受託者は、受託事業の経費等に関する帳簿及び証拠書類を、受託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

## 8 注意事項

- (1) 受託者は、赤井川村個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本村に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本村の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 9 成果品

本業務による成果品は以下のとおりとする。

- (1) ゼロカーボンモデルハウス検討調査業務結果報告書 A4判 5部
  - (2) ゼロカーボンモデルハウス検討調査業務結果報告書概要版 A3 5部
  - (3) (1)、(2)のデータを保存した電子データ(CD-RまたはDVD-ROM) 一式 1部
- ※電子データファイル形式は、ワード、エクセル、PDF等とする。